

	<h1>れんごう下越</h1>	<p>第 163 号</p> <p>2020.2.15</p> <p>発行人 福井 正史</p> <p>1部 5円 購読料は会費に含</p> <p>En la union Esta la fueraza</p> <p>団結こそ力</p>
<p>日本労働組合総連合会新潟県連合会・下越地域協議会 〒957-0054 新発田市本町 1-1-6 こくみん共済 coop2 階 TEL0254-26-3705 FAX0254-26-0556</p>		

連合新潟第 65 回地方委員会開催



1月29日(水)第65回連合新潟地方委員会が開催されました。牧野会長から「2020 季生活闘争の取り組みは、生産性三原則(労使協議・公正分配・雇用拡大)に基づいた賃上げ・働き方の見直しを求め、働き方も含めた[サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配]に一体的に取り組むことで、社会全体の生産性向上を促し、成果の適正な分配につなげていく。加えて中小組合や有期・短期・契約等で働く者の賃金を[働きの価値に見合った水準]へと引上げ、また年次有給休暇取得促進を推進し、すべての加盟組合がこれらに取り組む」と挨拶がありました。桑原副事務局長からは、2020 春季生活闘争方針を提案し、「私たちが未来を変える!すべての労働者の「底上げ」「底支え」「格差是正」と働き方の見直しで!」スローガンを確認しました。

地方委員会終了後、新潟駅前で2020 春季生活闘争勝利!! 開始宣言街頭宣伝を行いました。

第 29 回新発田支部総会開催

2月5日(水)新発田市「金子屋」にて、新発田支部第29回総会が開催されました。2019 年度活動報告・会計報告、2020 活動方針及び2020 年度役員選出等すべての議案が承認され、新支部長には基幹労連新潟トランス労働組合 清野正弘さんを選出しました。総会終了後、2020 年旗開きを開催し、来賓・代議員40名が参加、和気藹々と単組交流をすることができました。この交流の繋がりから、支部の組織強化を図っていききたいと思います。



2020 春季生活闘争始まる！！

連合新潟は、1月29日第65回連合新潟地方委員会で2020春季生活闘争方針を決定した。

連合新潟の生活改善に対する取り組み

(1) 賃上げ要求

- ①すべての加盟組合は月例賃金にこだわり、賃金の引き上げをめざす。要求の組み立ては、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を確保した上で、名目賃金の到達目標の実現と最低到達水準の確保、すなわち「賃金水準の追求」にこだわる内容とする。具体的な要求指標は、下表のとおりとする。

<2020 春季生活闘争における連合の賃金要求指標パッケージ>

底上げ	社会全体に賃上げを促す観点とそれぞれの産業全体の「底上げ」「底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点から、2%程度とし、定期昇給分（定昇維持相当分）を含め4%程度とする。	
格差是正	企業規模間格差	雇用形態間格差
	目標水準 ¹	35歳：287,000円 30歳：256,000円
	最低到達水準 ¹	35歳：258,000円 30歳：235,000円 企業内最低賃金協定1,100円以上
底支え	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内のすべての労働者を対象に協定を締結する。 ・締結水準は、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、「時給1,100円以上¹」をめざす。 	

- ②中小組合の取り組み（企業規模間格差是正）は次のとおりとする。
- (a)すべての中小組合は、賃金カーブ維持相当分（1年・1歳間差）を確保した上で、自組合の賃金と社会横断的水準を確保するための指標を比較し、その水準の到達に必要な額を加えた総額で賃金引き上げを求める。また、獲得した賃金改善原資の各賃金項目への配分等にも積極的に関与する。
- (b)賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、連合加盟中小組合の平均賃金水準（約25万円）と賃金カーブ維持分（1年・1歳間差）をベースとして組み立て、連合加盟組合平均賃金水準（約30万円）との格差を解消するために必要な額を加えて、引き上げ要求を設定する。すなわち賃金カーブ維持分4,500円¹に6,000円+1,000円を加えて、総額10,500円以上を目安に賃金引き上げを求める。
- (2)「すべての労働者のたった働き方」の見直し、ワークルールの取り組み。

年次有給休暇取得促進を推進し、すべての加盟組合が下記のいずれかを目標として、計画的付与の導入などの方策について労使間で協議を行う。また年次有給休暇取得のために、所定休日や年次有給休暇とは別に設けられた特別休暇を労働日に変更するなどの不利益変更がおきないように、対応をはかる。

(ア)職場における取得状況等を把握し、取得5日未満者をなくすとともに、全員偏りなく年次有給休暇を取得する

(イ)年休取得率の全国平均は約50%（新潟県所得率は、40.3%）であることから、年休取得率50%をめざす

※年休取得率＝算定期間中の取得日数÷算定期間中の付与日数

(ウ)100%取得をめざす